

安全設備規則

規則

2016年 第2回 一部改正

2016年 12月 27日 規則 第76号

2016年 7月 27日 技術委員会 審議

2016年 9月 20日 理事会 承認

2016年 12月 16日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2016年12月27日 規則 第76号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

附属書 4-2.3 水先人用移乗設備

1.3 甲板への通行

1.3.1 を次のように改める。

1.3.1 一般

水先人用はしご又は船側はしごの頂部と甲板間の水先人の乗降において、安全に、容易にかつ妨げられることなく通行することを確保するための手段をもつこと。

- (1) 当該通行が手すり又はブルワークに設ける出入口による場合は、両舷の乗降する箇所¹に 0.7~0.8m の間隔の適当なハンドホールドを備えること。ハンドホールドは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、直径は 32mm 以上で、~~ブルワーク頂部~~甲板より上方に 1.2m 以上とすること。
- (2) 当該通行がブルワークラダーによる場合は、ブルワークラダーは転倒を防止するために船体に強固に取り付けられるものとする²こと。また、2本のハンドホールドスタンを両舷の乗降する箇所¹に 0.7~0.8m の間隔で備えること。スタンは、その底部又はその付近及びこれより上方の位置において船体構造に強固に固定し、直径は 32mm 以上とし、ブルワーク頂部より上方に 1.2m 以上とすること。スタンは又は手すりは、ブルワークラダーに取り付けないこと。
- (3) 甲板上にプラットフォームを設ける場合は、当該プラットフォームは手すりによって安全に囲まれたものとする³こと。

附 則 (改正その1)

1. この規則は、2016年12月27日から施行する。

6編として次の1編を加える。

6編 極海を航行する船舶の安全設備

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

- 1. 極海を航行する船舶の安全設備については、本規則の関連各編の規定によるほか、本編の規定によらなければならない。
- 2. 前-1.にかかわらず、次の(1)又は(2)に該当する船舶にあつては、原則として本編を適用する必要はない。
 - (1) SOLAS 条約第 I 章に従い、同条約の適用が除外される船舶（総トン数 500 トン以上の船舶（漁船を除く）であつて、国際航海に従事しない船舶を除く。）
 - (2) 船籍国政府に所有又は運用され、かつ、非商用目的にのみ使用される船舶であつて、主管庁が適当と認めるもの
- 3. 本編の適用を受ける船舶は、鋼船規則 I 編 1.1.1-2 の規定にも適合しなければならない。

1.1.2 用語

本編における用語の定義は、本規則の関連各編の規定によるほか、鋼船規則 I 編 1.2.1 による。

1.1.3 代替設計及び配置

本編 2 章の規定によりがたい設備であつて、本編の規定に適合するものと同等の効力があると SOLAS 条約第 XIV 章第 4 規則の規定に従い認められるものに限り、本編 2 章の規定によらないことができる。

2章 救命設備

2.1 目的（極海コード I-A 部 8.1）

本章は、安全な脱出、退船及び生存を確保することを目的とする。

2.2 機能要件（極海コード I-A 部 8.2）

2.1 を達成するため、次の 2.2.1 から 2.2.3 を満足しなければならない。

2.2.1 脱出

-1. 暴露した脱出経路は、構造物への着氷及び雪の蓄積の可能性を考慮し、安全に近づくことのできるものでなければならない。

-2. 救命艇及び救命いかだ並びに招集及び乗艇場所の配置は、非常時に起こり得る悪環境状態を考慮し、安全な船体放棄ができるものでなければならない。

2.2.2 退船

すべての救命設備及び関連の設備は、最大救助想定時間に起こり得る悪環境状態下において、機能的であり、かつ、安全な退船ができるものでなければならない。

2.2.3 生存

-1. 適切な耐寒保護は、航海計画、予想される気象条件（寒気及び風）及び極海における浸水の可能性を考慮し、可能な限り、船上のすべての人員に対し備えなければならない。

-2. 救命設備及び関連の設備は、航海計画を考慮し、長期間に渡り暗闇で操作する可能性を考慮しなければならない。

-3. 鋼船規則 I 編 1 章のアセスメントにおいて規定するように、あらゆる危険の存在を考慮し、退船後に、水上、氷上又は陸上において、最大救助想定時間の間、生存者を支援するために、次に掲げるものを提供できるようにしなければならない。

- (1) 居住可能な環境
- (2) 寒気、風及び日光からの人員の保護
- (3) 環境に適した耐寒保護を装備する人々を収容する場所
- (4) 生活手段
- (5) 安全な通路と出口
- (6) 救助に関する設備及び組織と連絡する手段

2.3 規則（極海コード I-A 部 8.3）

2.3.1 脱出

2.2.1-1.及び 2.2.1-2.に適合するため、次の(1)から(3)を適用しなければならない。

(1) 着氷に曝される船舶は、脱出経路、招集場所、乗艇場所、救命艇及び救命いかだ、それらの進水装置並びに救命艇及び救命いかだに至る通路から着氷及び着雪を取り除く又は防止する手段を備えること。

(2) 2017 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶の場合、暴露された脱出経路は、

極海用衣類を着用する人員により通路が妨げられないようなものとする。

- (3) 低温空気環境下での運航を行う船舶は、追加の極海用衣類を着用した人員のあらゆる影響を十分に考慮し、乗艇場所の配置の妥当性を評価すること。

2.3.2 退船

2.2.2 に適合するため、次の(1)及び(2)を適用しなければならない。

- (1) 氷で覆われた水域を又は氷の上に直接乗り上げて航行する際に、可能な限り、生存のための設備の安全な展開を含め、人員の安全な退船を確保するための措置を講じること。
- (2) 本章の規定が電源を必要とする設備により満足される場合、当該電源は、船舶の主電源から独立して稼働できるものであること。

2.3.3 生存*

-1. 2.2.3-1.に適合するため、次の規定を適用しなければならない。

- (1) イマーシヨンスーツが要求される場合、イマーシヨンスーツは断熱型であること。

-2. 長期間に渡り暗闇で航行する船舶については、2.2.3-2.に適合するため、各救命艇に、氷の発見を容易にするための連続使用に適した探照灯を備えなければならない。

-3. 2.2.3-3.に適合するため、次の(1)から(3)を適用しなければならない。

- (1) 救命艇は、部分閉囲型又は全閉囲型以外のものとしなないこと。

- (2) 鋼船規則 I 編 1 章に掲げるアセスメントを考慮し、適切な生存のための物資は、個別（個人の生存のための設備）及び共有（団体の生存のための設備）の両方の需要に対処するものであって、次に掲げるものを備えること。

(a) 船上のすべての人員が、風により体内の熱を奪われることを効果的に防ぐことができる、団体の生存のための設備及び救命設備

(b) 人員の深部体温を維持するために、十分に断熱することができる団体の生存のための設備又は救命設備と併用の個人の生存のための設備

(c) すべての四肢の凍傷を防ぐために、十分に保護することができる個人の生存のための設備

- (3) 鋼船規則 I 編 1.5 で要求されるアセスメントにより、氷上又は陸上への船体放棄の可能性が確認される場合には、次の(a)から(g)を適用しなければならない。

(a) 団体の生存のための設備は、生存に関して同等の機能が船舶の通常の救命設備により確保されない限り、備えること。

(b) 必要に応じて、船上の人員の 110%に対して十分な個人及び団体の生存のための設備を、招集場所又は乗艇場所に実行可能な限り近くで、容易に接近できる場所に積付けること。

(c) 団体の生存のための設備用のコンテナは、浮揚性で、かつ、氷上を簡単に移動できるように設計すること。

(d) 当該評価により、個人及び団体の生存のための設備を備える必要性が確認される場合には、船体放棄後、当該装置に接近できる手段を確保すること。

(e) 救命艇及び救命いかだにおいて、人員に加えて持ち運ぶ場合、救命艇及び救命いかだ並びに進水装置は、追加の設備を十分に収容できるものであること。

(f) 旅客は、個人の生存のための設備の使用及び非常時取るべき行動について指導を受けること。

(g) 船員は、個人の生存のための設備及び団体の生存のための設備の使用について

訓練を受けること。

-4. **2.2.3-3.(4)**に適合するため、最大救助想定時間に対して十分な非常食糧を備えなければならない。

3章 航行の安全

3.1 目的（極海コード I-A 部 9.1）

本章は、航行の安全を提供することを目的とする。

3.2 機能要件（極海コード I-A 部 9.2）

3.1 を達成するため、次の 3.2.1 から 3.2.3 を満足しなければならない。

3.2.1 航海情報

船舶は、航行の安全のため、氷の情報を含む最新の情報を取得できるものとする。

3.2.2 航海設備の機能

- 1. 航海設備及び装置は、航行する海域において予想される環境条件のもとでその機能性を維持するよう設計、製造及び設置されること。
- 2. 方位基準及び位置決定のための装置は、目的とする海域に適したものであること。

3.2.3 追加の航海設備

- 1. 船舶は、暗闇の中で航行する際に氷を視覚的に発見するための能力を有すること。
- 2. 砕氷船のエスコートを受ける航行を行う船舶は、船舶が停止した際にそれを示す適当な手段を有すること。

3.3 規則（極海コード I-A 部 9.3）

3.3.1 航海情報

3.2.1 に適合するため、船舶は航行する海域の最新の氷の状態に関する情報を受信及び表示する手段を有しなければならない。

3.3.2 航海設備の機能*

- 1. 3.2.2-1. に適合するため、次の(1)から(4)を適用しなければならない。
 - (1) 鋼船規則 I 編 3 章の規定に従い氷荷重に対し補強される船舶であって、2017 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある船舶は、2 の独立した音響測深機、又は、2 の分離された独立のトランスドューサを有する 1 の音響測深機のいずれかを備えなければならない。
 - (2) 船舶の船橋の窓は、船舶の建造日及び長さによらず、鋼船規則 W 編 2.2.1-4. の規定に適合しなければならない。船橋の形状によっては明瞭な後方視界が得られる追加の窓を設けなければならない。
 - (3) 着氷の可能性のある海域及び期間を航行する船舶は、航行及び通信のために要求されるアンテナへの着氷を防ぐ措置を講じなければならない。
 - (4) 鋼船規則 I 編 3 章の規定に従った耐氷構造を有する船舶にあっては、次の要件に従うこと。
 - (a) 4 編又は本章で要求される機器のセンサが船体外板に取り付けられる場合、こ

のセンサは氷に対して保護されなければならない。

(b) 2017年1月1日以降に建造開始段階にあるA類及びB類の船舶の船橋ウイングは、航海設備及び操作者を保護するよう囲うか又は設計されなければならない。

-2. 3.2.2-2.に適合するため、次の(1)及び(2)を適用しなければならない。

(1) 船舶は船首方位を決定及び表示するための2の非磁性の手段を有しなければならない。この2の手段は独立したものとし、船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。

(2) 80度を超える緯度を航行する船舶は、少なくとも1のGNSSコンパス又は同等物を備えなければならない。これは船舶の主電源及び非常電源に接続されなければならない。

3.3.3 追加の航海設備

-1. 3.2.3-1.に適合するため、船舶には、24時間日光で照らされる海域のみを航行するものを除き、円周360度のうちの一部の弧にわたって照明するため、船橋から遠隔操作により回転できるビームの細い2つの探照灯、又は、その他の氷を視覚的に発見するための手段を備えなければならない。

-2. 3.2.3-2.に適合するため、砕氷船のエスコートを受ける航行を行う船舶は、船舶が停止した際にそれを示すため、後方から視認可能な手動起動の紅色の点滅灯を備えなければならない。この灯火は、少なくとも2海里の範囲まで視認できるものであって、かつ、水平及び垂直の弧の視認性は、5編に規定される船尾灯の要件を満足しなければならない。

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

安全設備規則検査要領

要
領

2016年 第2回 一部改正

2016年12月27日 達 第78号

2016年 7月27日 技術委員会 審議

2016年12月27日 達 第78号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 検査の実施及び時期

(-1.は省略)

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。

(1) 極海航行船

2017年1月1日前に建造開始段階にあった鋼船規則 I 編 1.1.1-2.に規定する極海航行船にあつては、2018年1月1日後の最初の定期検査の時期までに、規則 6 編の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

(~~2~~) (省略)

(~~3~~) (省略)

(~~4~~) (省略)

(~~5~~) (省略)

-3. 前-2.(~~34~~)において、2012年7月1日前に建造開始段階にあった総トン数3,000トン以上のタンカー及び2013年7月1日前に建造開始段階にあった総トン数10,000トン以上のタンカー以外の船舶であつて、それぞれ-2.(~~34~~)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては、-2.(~~34~~)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。

-4. 前-2.(~~45~~)において、2011年7月1日前に建造開始段階にあった船舶であつて、それぞれ-2.(~~45~~)(a)、(b)又は(c)に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては、-2.(~~45~~)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

附 則 (改正その1)

1. この達は、2017年1月1日から施行する。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.15 救命艇及び救命いかだ並びに救助艇 (追加規定) (SOLAS Chapter III Reg.31)

2.15.1 救命艇及び救命いかだ

-2.を次のように改める。

-2. 規則 3 編 2.15.1-4.に規定する追加の救命いかだ積付けられる場所には、次の(1)から(34)を備えること。

- (1) 少なくとも 2 個の救命胴衣及び 2 個のイマーシヨンスーツ。
- (2) 救命いかだの積付け場所及び救命いかだが進水する水面を照明することができる規則 3 編 2.10.1-7.の規定を満たす可搬式又は固定式の適当な照明装置。可搬式の場合にあっては、当該照明装置を両舷に据付けることができる適当な取付金具を設けること。
- (3) (2)の照明装置は自己起電の蓄電池式のものをを用いても差し支えない。この場合、同照明装置は次によらなければならない。
 - (a) 船舶の主電源及び非常電源により、再充電ができること
 - (b) 使用時以外には格納場所にて常に充電されていること
 - (c) 蓄電池への給電が遮断された場合、少なくとも 3 時間は性能を維持できること
 - (d) 規則 3 編 3.1.1-2.を満足するものであること
 - (e) 保護形式は IP55 以上であること
 - (f) 使用される蓄電池については、製造者による有効期限の表示の有無に関わらず、鋼船規則 B 編 2.1.6, 同規則 H 編 1.1.8 及び 2.11.5 を満足すること
- (34) 規則 3 編 2.5.1-7.に規定する乗込用はしご又は制御された方法により水面まで降下し得る乗艇装置。

附 則 (改正その2)

1. この達は、2017 年 1 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

6編として次の1編を加える。

6編 極海を航行する船舶の安全設備

2章 救命設備

2.3 規則

2.3.3 生存（極海コードI-B部9関連）

-1. 個人の生存のための設備に含まなければならない物資として、次に掲げるものを検討すること。

- (1) 保護衣（帽子、手袋、靴下、顔面及び首を保護するもの等）
- (2) 皮膚保護用クリーム
- (3) 保温具
- (4) サングラス
- (5) 笛
- (6) 飲用マグカップ
- (7) ペンナイフ
- (8) 極海生存要領
- (9) 非常食糧
- (10) 持ち運び用の鞆

-2. 団体の生存のための設備に含まなければならない物資として、次に掲げるものを検討すること。

- (1) シェルタ（天幕、ストームシェルタ、又はこれらと同等のもので、最大搭載人員数に対して十分な数）
- (2) 保温具又はこれと同等のもの（最大搭載人員数に対して十分な数）
- (3) 寝袋（少なくとも2人に1つ）
- (4) スポンジ製の敷布団又はこれと同等のもの（少なくとも2人に1つ）
- (5) シャベル（少なくとも2つ）
- (6) 衛生設備（例えば、トイレットペーパー）
- (7) ストーブ及び燃料（最大搭載人員数及び最大救助想定時間に対して十分な量）
- (8) 非常食糧（最大搭載人員数及び最大救助想定時間に対して十分な量）
- (9) 懐中電灯（シェルタにつき1つ）
- (10) 防水・防風マッチ（シェルタにつき2箱）
- (11) 笛
- (12) 信号鏡
- (13) 水タンク及び浄水錠剤
- (14) 個人の生存のための設備の予備
- (15) 団体の生存のための設備用コンテナ（防水かつ浮揚性を有するもの）

3章 航行の安全

3.3 規則

3.3.2 航海設備の機能（極海コード I-B 部 10.4 関連）

船舶には、次を備えること。

- (1) 監視場所からの前方及び後方視界をそこなわないために、監視場所の窓の氷を十分に除去する手段。
- (2) 外部の溶けた氷，雨氷，雪，霧及びしぶき並びに内部の結露を除去するために有効な手段。窓の外部表面の水分を除去するための機械的手段は，氷の凝固又は蓄積によって有効な操作が損なわれない操作機構としなければならない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。